

宮城県雇用維持交付金支給申請書

※受付番号(県処理欄)

記入不要

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

新型コロナウイルス感染症の影響により、
を実施し、宮城県雇用維持交付金を受けたい
なお、この申請書の記載事項について、宮
する必要が生じた場合は、関係機関に照会す

手書きで作成される場合は、
ボールペンでお書きください。
(消せるボールペン不可)

維持するために、次のとおり休業等
請します。
載の「確認事項」2~4について確認

令和 2年 6月 20日

〒 123 - 5678

事業主 住所 宮城県仙台市〇〇区〇〇4-5-6
又は 名称 〇〇工業株式会社
代理人 氏名 代表取締役 宮城 太郎
電話番号 022-〇〇〇-△△△△ FAX番号 022-〇〇〇-△△△△



- ①申請者が代理人の場合：上の欄に代理人の記名押印等をし、委任状を添付して下さい。下の欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）をして下さい。
- ②申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合：上の欄に事業主の記名押印等を、下の欄に申請者の記名押印等をして下さい。

事業主 住所
又は (提出代行者又は 名称
事務代理者) 氏名
社会保険労務士 電話番号 FAX番号

記

休業等実施事業所	①所在地	〒 123 - 5678 宮城県仙台市〇〇区〇〇4-5-6			
	②名称	〇〇工業株式会社			
	③事業所番号(ない場合は労災保険番号)	0401-567890-1	労働保険番号	04101654321-000	
	④主たる事業の種類	小売業・飲食店・サービス業・卸売業 その他 (あてはまるものに○をつけて下さい)			
	⑤担当者職・氏名	総務部長 宮城 花子			
⑥電話番号	022-〇〇〇-△△△△ (必ず連絡のつく電話番号を記載願います)				
休業等の内容	⑦国助成金の種類 (いづれかに○を付けてください)	(1) 雇用調整 ・雇用安定	(2) 雇用調整 ・ 雇用安定	(3) 雇用調整	(4) 雇用調整
	⑧判定基礎期間	令和2年4月1日～ 令和2年4月30日	令和2年4月1日～ 令和2年4月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	⑨雇用維持をした労働者数	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	⑩月間休業等延日数	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	⑪基準賃金額・平均休業手当金額	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
⑫国の助成額単価	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	
⑬申請金額	(イ) 23,900 (円)	(ロ) 16,100 (円)	(ハ) (円)	(ニ) (円)	
⑭合計申請金額	⑬(イ)～(ニ)の合計 40,000 (円) ※合計した金額を記載してください。				
振込先口座	⑮金融機関・店舗名	×× 銀行 金庫・組合		△△ 本店 支店 ・支所	
	⑯口座番号	1 2 3 4 5 6 7	⑰口座の種類	普通 ・当座	
	⑱(フリガナ)	マルマルコウギョウ.カ			
⑲口座名義	〇〇工業株式会社				
※県処理欄 (※欄には何も記載しないで下さい)	※債権者番号 記入不要		※交付決定額 記入不要		

様式第2号を使用の場合は、
人数を記入して下さい。

裏面へ

○ 確認事項

以下の項目について、「はい」又は「いいえ」でお答えください（「はい」又は「いいえ」を○で囲んで下さい。）。

1	今回の申請が初めての申請です。 (2回目以降の申請の場合は「いいえ」を選んで下さい。)	<input checked="" type="radio"/> はい	・	<input type="radio"/> いいえ
※ 以下の項目について、「いいえ」が1つでもあると申請できません。				
2	過去3年間に各種助成金等を不正受給したことはありません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・	<input type="radio"/> いいえ
3	暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・運営に関係していません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・	<input type="radio"/> いいえ
4	本支給申請書の記載事項について、事実に相違ありません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・	<input type="radio"/> いいえ



○ 注意事項

該当するものに○をつけてください。

【記入について】

- 1 本支給申請書で、複数の判定基礎期間をまとめて申請することや、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の種類が異なるものも同時に申請することができます。
⑦について、国の雇用調整助成金の様式である場合には、「雇用調整」に○を、緊急雇用安定助成金の様式である場合には「雇用安定」に○を付けてください。
- 2 記載方法は、宮城県雇用対策課のホームページ上の記載例を御覧ください。

【支給申請について】

- 3 宮城県雇用維持交付金は、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けていることが必要です。そのため、国の雇用調整助成金等をまだ受けていない場合は、まず管轄の宮城労働局または県内のハローワークにお問い合わせください。
- 4 令和2年6月に、雇用調整助成金等の助成率が引き上げられたこと等により、既に支給決定を受けた事業主の方で、国から追加支給される場合がございます。この場合には、追加支給に係る支給決定通知書も交付金の支給申請するに当たって、添付書類として必要となりますので、提出してください。
- 5 複数の判定基礎期間をまとめて申請する場合や、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の種類が異なるものを同時に申請する場合は、添付資料も支給申請書に記載した判定基礎期間分の資料を提出してください。
- 6 休業等を実施した事業所ごとに提出してください。
- 7 代理人が申請する場合は、委任状（原本）を添付してください。

【受給について】

- 8 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない交付金の支給を受け、又は、受けようとしたことが判明した場合は、不正行為により本来受けることのできない交付金を受け、又は、受けようとした最初の判定基礎期間以降に支給した全ての交付金を返還していただくとともに、当該期間以降に受けようとした交付金については不支給とさせていただきます。この場合において、交付金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。
- 9 8によらず、交付金の支給すべき額を超えて交付金の支給を受けた場合は、その支給すべき額を超えて支払われた部分の額を返還していただきます。